

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
（届出の手続等） 第二十三条 信託会社は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 2・3 （略） （特定信託契約） 第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。 一・二 （略） 三 信託財産を次に掲げるもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（前号に掲げるものを除く。） イ 預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第二項に規定する決済用預金をいう。）、預金	（届出の手続等） 第二十三条 信託会社は、法第十二条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる書類並びにその写し一通を、金融庁長官等に提出しなければならない。 2・3 （略） （特定信託契約） 第三十条の二 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる信託契約以外の信託契約とする。 一・二 （略） 三 信託財産を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等をいう。以下この号において同じ。）のうち、決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）、外貨預金、預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預貯金等以外のもののみにより運用することを約する信託契約であつて、顧客が支払うべき信託報酬その他の手数料

保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条各号（第四号を除く。）に掲げる預金等及び特定預金等以外のもの

ロ 貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。）のうち、決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第百一号）第六条各号（第四号を除く。）に掲げる貯金等及び特定貯金等以外のもの

四・五 （略）

2

前項第三号イの「特定預金等」とは、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等をいう。

料の額が信託財産の運用により生じた収益の額の範囲内で定められるもの（前号に掲げるものを除く。）

四・五 （略）

2

前項第三号の「特定預貯金等」とは、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等をいう。

(広告類似行為)

第三十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(2) 第三十条の二十二第一項第二号に規定する目論見書（同号

(広告類似行為)

第三十条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(新設)

の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

- (3) 第三十条の二十二第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

- 二 当該顧客に対し目論見書(金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書(同項に規定する目論見書をいう。)に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合

三 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

- (2) 第三十条の二十二第一項第二号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六の規定は、前項第二号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第三十条の二十二第一項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

(禁止行為)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

(新設)

(新設)

ハ 契約変更書面

三 (略)

(読替規定)

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間(第三十六条各号に掲げる場合を除き、一年を超えないものに限る。)

(新設)

三 (略)

(読替規定)

第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社(第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあっては、管理型信託会社)とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十六条から第四十一条の八まで、第四十八条(第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。)、第五十条(第四項を除く。)、及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十七条第一項第一号	計算期間	計算期間(一年を超えないことができる。)

(略) (略) (略)	2・3 (略) (届出の手続等) 第六十二条 法第五十六条第一項又は第二項の規定により届出を行う外国信託会社は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 2・3 (略)
(届出の手続等) 第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行う信託契約代理店は、別表第十上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、同欄に定める添付書類及びその写しは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。 2・3 (略)	
(略) (略) (略)	2・3 (略) (届出の手続等) 第六十二条 法第五十六条第一項又は第二項の規定により届出を行う外国信託会社は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を金融庁長官等に提出しなければならない。 2・3 (略)
(届出の手続等) 第七十四条 法第七十一条第一項又は第三項の規定により届出を行う信託契約代理店は、別表第十上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類並びにその写し一通を、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。 2・3 (略)	

別表第一（第二十三条第一項関係）			
届出事項	記載事項	添付書類	
(略)	(略)	(略)	
営業所の設置	一 設置した営業所の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	一 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面 二 営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面	
本店その他の営業所の所在地の変更	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面	
(略)	(略)	(略)	
営業所の廃止	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日	当該営業所における信託関係の処理の方法を記載した書面	

別表第一（第二十三条第一項関係）			
届出事項	記載事項	添付書類	
(略)	(略)	(略)	
営業所の設置	一 設置した営業所の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	一 会社の登記事項証明書 二 設置した営業所の組織及び人員配置を記載した書面 三 営業所の設置による純資産額の変動を記載した書面	
本店その他の営業所の所在地の変更	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	一 会社の登記事項証明書 二 所在地の変更にによる純資産額の変動を記載した書面	
(略)	(略)	(略)	
営業所の廃止	一 廃止した営業所の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 会社の登記事項証明書 二 当該営業所における信託関係の処	

別表第七（第六十二条第一項関係）				
届出事項	（略）	本店の所在地の変更	（略）	役員の変更
記載事項	（略）	一 変更後の所在地 二 変更前の所在地 三 変更年月日	（略）	一 変更があった役員の氏名 二 就任又は退任年月日
添付書類	（略）	（削る）	（略）	一 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本
別表第七（第六十二条第一項関係）				
届出事項	（略）	本店の所在地の変更	（略）	役員の変更
記載事項	（略）	一 変更後の所在地 二 変更前の所在地 三 変更年月日	（略）	一 変更があった役員の氏名 二 就任又は退任年月日
添付書類	（略）	会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。）	（略）	一 会社の登記事項証明書 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書 ロ 住民票の抄本
				理の方法を記載した書面

(略)	支店の所在地の変更	(略)	支店の設置	(略)	
(略)	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	(略)	一 設置した支店の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	(略)	又はこれに代わる書面 ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
(略)	所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面	(略)	一 設置した支店の組織及び人員配置を記載した書面 二 支店の設置による純資産額の変動を記載した書面	(略)	

(略)	支店の所在地の変更	(略)	支店の設置	(略)	
(略)	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	(略)	一 設置した支店の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	(略)	
(略)	一 会社の登記事項証明書 二 所在地の変更による純資産額の変動を記載した書面	(略)	一 会社の登記事項証明書 二 設置した支店の組織及び人員配置を記載した書面 三 支店の設置による純資産額の変動を記載した書面	(略)	又はこれに代わる書面 ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

別表第十（第七十四条第一項関係）	支店の廃止	（略）	（略）	役員の変更	（略）
	一 廃止した営業所等の名称及び所在地	（略）	（略）	一 変更があった役員の氏名又は名称 二 就任又は退任年月日	（略）
	当該支店における信託関係の処理の方法を記載した書面	（略）	（略）	一 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。次号ロにおいて同じ。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載し	（略）
別表第十（第七十四条第一項関係）	支店の廃止	（略）	（略）	役員の変更	（略）
	一 廃止した営業所等の名称及び所在地	（略）	（略）	一 変更があった役員の氏名又は名称 二 就任又は退任年月日	（略）
	一 会社の登記事項証明書 二 当該支店における信託関係の処理の方法を記載した書面	（略）	（略）	一 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この別表において同じ。） 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載し	（略）

営業所等の所在地の変更	信託契約代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	
一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	
（削る）	設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面	た書面） ロ 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
営業所等の所在地の変更	信託契約代理業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	
一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 営業開始年月日	
法人の登記事項証明書	一 法人の登記事項証明書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面	た書面） ロ 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ 法第五条第二項第八号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

	(略)	営業所等の廃止	(略)	
	(略)	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	(略)	地 三 変更年月日
	(略)	(削る)	(略)	

	(略)	営業所等の廃止	(略)	
	(略)	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	(略)	地 三 変更年月日
	(略)	書 法人の登記事項証明	(略)	

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
（広告類似行為） 第三十一条の十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 一・二 （略） 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） イ・ハ （略）	（広告類似行為） 第三十一条の十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 一・二 （略） 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） イ・ハ （略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(2) 第三十一条の二十一第一項第二号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

(3) 第三十一条の二十一第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該顧客に対し目論見書（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書（同項に規定する目論見書をいう。）に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合

三 (略)

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(新設)

(2) 第三十一条の二十一第一項第二号ロに規定する契約変更書面

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十一条の二の規定並びに第三十一条の五の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十一条の二の規定並びに第三十一条の五の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。))を除く。以下この号において同じ。))に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解され

による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為 イ 契約締結前交付書面 ロ 第三十一条の二十一第一項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面） ハ 契約変更書面 三 （略）	るために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為 （新設） （新設） （新設） 三 （略）
---	---

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
（広告類似行為） 第五十二条の十三の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項（定義）に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百三十四条の十五において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号（定義）に規定する電子メールをいう。第二百三十四条の十五において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 一・二 （略） 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）	（広告類似行為） 第五十二条の十三の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百三十四条の十五において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第二百三十四条の十五において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 一・二 （略） 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イゝハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(2) 第五十二条の十三の二十二第一項第二号に規定する目論見書(同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

(3) 第五十二条の十三の二十二第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該顧客に対し目論見書(金融商品取引法第二条第十項(定義)に規定する目論見書をいい、前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書(同項に規定する目論見書をいう。)に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論

イゝハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) (略)

(新設)

(2) 第五十二条の十三の二十二第一項第二号ロに規定する契約変更書面

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

(新設)

見書の交付）に掲げる場合

三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約

二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六の規定は、前項第二号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を

を締結する行為 イ 契約締結前交付書面 ロ 第五十二条の十三の二十二第一項第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する目論見書（同号の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面） ハ 契約変更書面 三（略）	することなく、特定信託契約を締結する行為 （新設） （新設） （新設） 三（略）
--	---